

事務連絡  
令和8年1月9日

一般社団法人 日本医療機器産業連合会 御中

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
医療機器安全対策・基準部

IMDRF 不具合用語集を踏まえた医療機器不具合用語集の改訂について  
(その4)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条の10第1項の規定に基づく医療機器の不具合等の報告（以下「不具合等報告」という。）については、「医療機器の不具合等報告について」（令和2年1月31日付け薬生安発0131第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）によりその取扱いが示され、同通知の別添4.(1)ケにおいて、不具合等報告の項目「患者等の健康被害名(Pa.7.2r.1)」、「医療機器の不具合名(Pa.8.2r.1)」、「調査方法(Ca.3.1r.1)」、「調査結果(Ca.3.2r.1)」、「結論(Ca.3.3r.1)」及び「不具合が発生した部品(Ca.3.5r.1)」の用語選択には、原則、「医療機器不具合用語集」を活用することとされています。

また、医療機器不具合用語集については、「IMDRF不具合用語集を踏まえた医療機器不具合用語集の公表について」（令和3年11月12日付け独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部事務連絡）において、国際医療機器規制当局フォーラム（IMDRF）にて取りまとめられた「IMDRF terminologies for categorized Adverse Event Reporting (AER): terms, terminology structure and codes」の翻訳版（以下「IMDRF不具合用語集」という。）を踏まえた医療機器不具合用語集が取りまとめられた旨をお知らせしております。

今般、「医療機器のIMDRF用語集の翻訳版の改訂について(その5)」（令和7年10月30日付け厚生労働省医薬局医薬安全対策課事務連絡）において、IMDRF不具合用語集の改訂版が周知されたことを踏まえ、IMDRF不具合用語集を踏まえた医療機器不具合用語集の改訂版を取りまとめました。

あわせて、これまで独立行政法人医薬品医療機器総合機構から公表していた、医療機器不具合用語集に従前から含まれる用語（以下「個別用語集」という。）とIMDRF 不具合用語集に含まれる用語における類似用語の紐づけ（マッピング）については、IMDRF 不具合用語集を不具合等報告への使用に適した形に整備した用語集（共通用語集）及び個別用語集の全用語をIMDRF 不具合用語集のコード体系に基づいて階層整理したMicrosoft Excel形式のファイルとして、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ上にて提供することとしましたので、貴会会員への周知方をお願いいたします。

また、医療機器不具合用語の使用方法等については、「IMDRF 不具合用語集を踏まえた医療機器不具合用語集の公表について」（令和3年11月12日付け独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部事務連絡）の別添1を引き続き参照してください。

なお、医療機器不具合用語集及び本改訂を反映させた不具合等報告を行う際に必要な報告用データは独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページから入手可能であること、当該報告用データを使用した不具合等報告の受付開始日については別途独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ上で周知予定であることを申し添えます。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構ホームページ URL :

<https://ikw.info.pmda.go.jp/notice.html>